

第10期日進市自治推進委員会市民公募委員募集要項

1 趣旨

日進市自治基本条例は、「市民主体の自治」の実現をめざし、日進市の最高規範として、平成19年4月1日に公布、同年10月1日から施行されました。本委員会は、自治基本条例の遵守および見直しに関する事項等について審議するため設置されたものです。

今回、本委員の任期が令和8年3月末に満了することに伴い、新たに自治推進委員として学識者や団体の代表者とともに審議していただく市民公募委員を募集します。

2 所掌事項

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議していただきます。

- (1) 日進市自治基本条例の遵守及び見直しに関する事項
- (2) 日進市自治基本条例に規定する委任条例の制定及び見直し並びに委任条例の推進に必要な事項の協議及び評価に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 委員の任期（予定）

委嘱日（令和8年4月予定）から令和10年3月31日まで

4 報酬（予定）

日額10,000円（交通費込み。支払額は源泉徴収後の金額です。）

5 回数（予定）

年3回程度開催

6 募集する委員の人数

3名

7 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす人とします。

- (1) 市内在住、在学、在勤又は市内で活動する人で、令和8年4月1日現在で満18歳以上の人
- (2) 年3回程度平日に開催する会議に出席できる人
- (3) 本市の附属機関等の委員を3つ以上兼ねていない人

8 応募方法

所定の応募用紙に、住所、氏名、年齢、性別、連絡先、応募理由およびテーマについての考え方（400字程度）を記入の上、企画政策課へ提出してください（郵送、FAX、Eメールも可とします。）。

テーマ「日進市自治基本条例の理念を実現するために市民としてできること」
※応募用紙は、市ホームページ及び企画政策課窓口にて配布します。

9 応募期限

令和8年3月10日（火）（郵送の場合は当日消印有効）

10 選考方法

市民公募委員の選考は、選考員による書類選考とします。

11 選考結果

応募者全員にEメール又は郵送で通知します。

12 結果の公開

選考結果の公開を求められた場合、応募者および選考員の氏名を非公開とした上で、応募者全員の得点について公開できるものとします。ただし、応募者から求められた場合、本人の氏名については開示することができるものとします。

13 問い合わせ先

〒470-0192

日進市蟹甲町池下268番地

日進市総合政策部企画政策課（市役所本庁舎3階）

電話 0561-73-3483

FAX 0561-73-6845

メール seisaku@city.nisshin.lg.jp